

平成27年第5回教育委員会会議議事録

1 開催日時

平成27年3月27日(金) 午後3時00分～午後3時53分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

教育委員	委員長	沖田 道子
	職務代理	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	早津 聡子
事務局	教育部長	森 範康
	学校教育課長	川瀬 康彦
	生涯学習課長	澤部 紀博
	給食センター所長	坂口 惣一郎
	総務係長	向井 克久
	学校教育係長	守屋 敦史
	図書館長	林 隆則
	学校教育推進員	吉村 泰之

4 議 事

報告第6号 専決処分した事件の承認について
(平成26年度幕別町一般会計補正予算の要求について)

報告第7号 小学校及び中学校における事務主任の命課基準の一部を改正する基準

報告第8号 修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領

議案第15号 幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則

議案第16号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

議案第17号 幕別町修学支援資金支給規則

議案第18号 幕別町奨学資金選考委員会規則を廃止する規則

議案第19号 幕別町立幼稚園規則の一部を改正する規則

議案第20号 幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会要綱の一部を改正する要綱

議案第21号 幕別町立幼稚園入園料及び保育料減免要綱を廃止する要綱

議案第22号 幕別町教育委員会学校教育推進員要綱の一部を改正する要綱

議案第23号 幕別町教育委員会事務処理規程の一部を改正する規程

議案第24号 幕別町教育委員会公印規程の一部を改正する規程

議案第25号 幕別町立わかば幼稚園則の一部を改正する園則

議案第26号 平成27年4月1日付学校職員採用に係る内申について

議案第27号 幕別町教育委員会事務職員に任免について

5 議事概要 次のとおり

沖田委員長 ただ今から、第5回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1会期の決定についてお諮りします。本日一日限りとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 会期は本日一日限りと決しました。

次に、日程第2会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番瀧本委員、2番早津委員を指名いたします。

次に、日程第3前回会議の承認であります。第4回教育委員会会議について、別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、第4回教育委員会会議を承認します。

次に、日程第4事務報告について、お願いいたします。

教育部長(森 範康) ございません。

沖田委員長 事務報告がないようですので、次に議件に入ります。

日程第5報告第6号専決処分した事件の承認について、説明を求めます。

教育部長(森 範康) 報告第6号専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

専決処分した事件の内容は、幕別町長に対する平成26年度幕別町一般会計補正予算の要求についてであり、平成27年3月20日付けで専決処分をいたしましたので、ご報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、10款教育費に235万5千円を追加し、予算の総額を13億8,903万1千円とするものであります。

5項社会教育費、3目保健体育費、工事請負費、幕別町民プール屋根補修工事費の追加であります。前回会議におきまして、破損箇所の増加により追加の補正予算を要求することにつきまして、ご報告を申し上げたところでありますが、当初工事費340万2千円と今回の追加工事費を合わせ、575万7千円となるものであります。

なお、補修箇所の増加により年度内の完了が困難となりましたことから、予算を平成27年度に繰り越し工事を行うものであり、工期は4月10日までであります。

説明は以上であります。ご承認のほど、よろしく願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。報告第6号については、報告のとおりといたします。

次に、日程第6報告第7号小学校及び中学校における事務主任の命課基準の一部を改

正する基準について、説明を求めます。

学校教育課長（川瀬 康彦） 報告第7号小学校及び中学校における事務主任の命課基準の一部を改正する基準について、ご説明申し上げます。

議案書は2ページであります。この改正は、今般、北海道教育委員会におきまして、市町村立の小学校及び中学校における事務主任の命課基準が一部改正されましたことに伴いまして、町立学校事務職員につきましてもこれに準じ、小学校及び中学校における事務主任の命課基準を平成27年3月20日付けで一部改正し、平成27年4月1日から施行するものであります。

改正理由につきましては、平成26年度より公立小中学校事務職員採用試験に係ります社会人経験者の採用において、受験資格の年齢制限が撤廃されたことにより、民間企業等での経験を有する人材を任用するにあたっては、採用前の経験・実績を任用上適切に評価し、それに見合った処遇を行うことができるよう、役付職員での採用を可能とするためであります。

別冊の報告第7号説明資料、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。条文中の改正箇所につきましては、左側、現行基準の表の中段になりますが、第1号中の下線部、すなわち、職員としての在籍期間を削るものであります。

説明は以上であります。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません）

沖田委員長 質疑なしと認めます。報告第7号については、報告のとおりといたします。

次に、日程第7報告第8号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領について、説明を求めます。

学校教育課長（川瀬 康彦） 報告第8号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領について、ご説明申し上げます。

議案書は3ページであります。

この改正は、今般、北海道教育委員会におきまして、道立学校職員について一部改正されましたことに伴いまして、町立学校職員につきましてもこれに準じ、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領を平成27年3月23日付けで一部改正し、平成27年4月1日から施行するものであります。

改正理由・内容につきましては、変形労働時間制の対象業務の拡大に伴い、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領に拡大された業務を追加するとともに、必要な文言の整理を行うものであります。

別冊の報告第8号説明資料、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。条文中の改正箇所につきましては、「第2 定義」で、第5項として「登校時通学指導業務」を、第6項として「校区内巡視業務」を追加するものであります。

裏面をご覧ください。上段にあります、「第3 対象職員及び対象業務」の「第1項 対象職員」で、「主幹教諭」を追加するものとし、「第2項 対象業務」では、第5号に「登校時の通学指導の業務」を、第6号に「校区内巡視の業務」を追加するものであります。また、第4の第2項並びに第3項では、文章表現を改めるものであります。

説明は以上であります。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません）

沖田委員長 質疑なしと認めます。報告第8号については、報告のとおりといたします。

次に、日程第8議案第15号幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則について、説明を求めます。

学校教育課長（川瀬 康彦） 議案第15号幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

議案書は4ページから5ページであります。今回の改正は、今般、北海道教育委員会におきまして北海道立学校管理規則について一部改正されましたことに伴いまして、町立学校職員につきましてもこれに準じ、幕別町立学校管理規則の一部について改正を行うおとすものであります。

改正理由、内容につきましてではありますが、1つとして、道立学校の取扱い同様、学校が抱える諸課題に迅速かつ確に対応するためには、学校の組織運営体制の充実を図る必要がありますことから、町立学校に主幹教諭を配置するために改正するものであります。

また、2つとして、町立学校において作成している指導要録のうち、入学、卒業等の学籍に関する記録については、学校教育法施行規則第28条に基づく保存期間の20年を経過すると廃棄するため、現在、20年以上前に在籍した者の学籍の確認が出来ない状況にありますことから、転学や休学等の学籍について記録した、児童生徒異動台帳を永年保存として規定するものであります。

別冊の議案第15号説明資料新旧対照表の2ページをお開きいただき、右の改正規則の表、中段をご覧ください。

はじめに、主幹教諭に係ります規定ではありますが、第4条の2として、条文を追加するものであります。

次に、第5条は主任等について定めておりますが、第2項に「主幹教諭の整理する校務について、担当する主任等を置かないことができる」という規定を加えるものであります。

なお、現行規則の第2項以下の各項は、1項ずつ繰り下げを行うものであります。

また、第6条以降においては、第5条の各項の繰り下げに伴う改正を、かつ、第40条では見出しを改めるものであります。

15ページをお開きいただきたいと思っております。第45条関係別表第2の改正であります。このページ右側、改正規則の下段、永年保存の区分欄に「(3) 児童生徒異動台帳」を加えるものとし、かつ、このページの左側、現行規則の5年保存の区分欄にあります「(4) 学校日誌」を削るものであります。

議案書5ページにお戻りいただきたいと思っております。附則において、この規則は平成27年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

瀧本委員 20年の期間を超える部分については、現在は捨てていると思うのですが、今後は永年保存ということであれば、この間の方については、記録はないということでしょうか。

学校教育課長(川瀬 康彦) そうということです。今回改正ということで、今後は永年保存ということです。

瀧本委員 既に廃棄している部分について、調べて記録を保存しなおすことはないのでしょうか。

学校教育課長(川瀬 康彦) アスベストの被害について調べる際の参考にするということなどが、永年保存にするという理由なのですが、ここについては、各学校で保存しているもので対応するということです。

沖田委員長 教育委員会には過去の分はあるけれども、各学校にはないから、各学校で永年保存するよということでしょうか。

学校教育推進員(吉村 泰之) 生徒指導要録について説明します。これは2つ種類がありまして、1つに学籍に係る記録でこれは20年間の保存、2つに成績に係る記録でこれは5年間の保存です。いずれも保存年限が過ぎると処分しております。

沖田委員長 他にございますか。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第15号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第15号については、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第9議案第16号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について、説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 議案第16号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について、ご説明申し上げます。

す。

議案書は6ページから8ページであります。今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる、地教行法の一部改正が行われましたことから、影響する関係規則を一括して整備・改正するものであります。

はじめに、幕別町教育委員会会議規則の一部改正であります。教育委員会会議は、これまで委員長が招集し、議事等を進めてまいりましたが、委員長制度の廃止に伴いまして、新教育長が当該業務を行うこととなりますことから、「委員長」を「教育長」に置き換えるものであります。また、現行制度において明確に規定をされていなかった会議の公開等を規定するものであります。

別冊の議案第16号説明資料1新旧対照表をご覧ください。地教行法の条項移動に伴う改正、「委員長」を「教育長」に改めるなど、文言の整理・修正に伴う改正以外で、主なものをご説明いたします。

はじめに、1ページの第2条であります。教育委員からの会議請求であります、「2人以上から」を「定数の3分の1以上の委員」に改めるものであります。

次に、第3条であります、「召集通知」を「告示」に改めるものであります。

3ページをお開きください。第15条であります。「会議の公開」について条文を加えるものであります。

4ページをお開きください。第19条の2であります。「会議録の公表」について加えるものであります。これまで、本教育委員会ではホームページで会議録を公表してまいりましたが、今回の改正において、明確に条文で謳うものであります。

次に、幕別町教育委員会の職務権限に関する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正であります。

別冊の議案第16号説明資料2新旧対照表をご覧ください。地教行法の条項移行に伴います改正、また、2ページをご覧ください、下段であります、教育長に委任された事務の教育委員会会議への報告について、第6条として新たに規定するものであります。

次に、幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検、評価及び公表に関する規則と幕別町教育委員会事務局組織規則の一部改正であります。議案書7ページの第3条及び第4条にありますとおり、いずれも地教行法の条項移行に伴う一部改正であります。

次に、幕別町教育委員会公告式規則の一部改正であります。

議案書7、8ページの第5条にありますとおり、地教行法の改正及び条項移行に伴う一部改正を行うものであります。

次に、幕別町教育委員会傍聴人規則の一部改正であります。

別冊の議案第16号説明資料6の新旧対照表をご覧ください。現行条例第1条第2項につきましては、同条第1項の規定に含むものでありますことから、この条文を削るものであります。また、他の条文は、地教行法の改正に伴う一部改正を行うものであります。

議案書8ページにお戻りいただきたいと思っております。附則において、この規則は平成27年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第16号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第16号については、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第10議案第17号幕別町修学支援資金支給規則について、説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 議案第17号幕別町修学支援資金支給規則につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は9、10ページであります。平成26年12月定例会において、幕別町奨学資金条例について、幕別町修学支援資金条例として全部改正することが可決されたことに伴い、幕別町奨学資金支給規則を幕別町修学支援資金支給規則に全部を改正するものであります。

す。

別冊の議案第17号説明資料、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。主な改正点について、説明させていただきます。

はじめに1ページの上段、規則の名称であります。条例名が変わりましたことにより、幕別町奨学資金支給規則から幕別町修学支援資金支給規則に改めるものであります。

次に、第2条は、条例第2条第3号に規定する収入金額について、給与所得の場合とそれ以外の場合の算出方法を定めるものであります。

第3条は基準日について定め、2ページをお開きいただき、第4条では給付手続きについて、第5条では決定期日について規定するものであります。

3ページをご覧ください。上段にあります第6条であります。年度途中での決定や変更があった場合の月割計算について規定するものであります。

また、下段にあります第7条では、修学支援資金の返還が発生した場合の事務手続きについて規定するものであります。

4ページをご覧ください。申請様式についてであります。修学支援資金への名称変更等により、様式を改めるものであります。

議案書10ページにお戻りいただきたいと思います。

附則の施行期日であります。この規則は平成27年4月1日から施行するものであります。また、経過措置については、旧規則による支給を受ける高等学校等の第3学年、第2学年に係るものであり、幕別町修学支援資金条例申し出の際にご説明をいたしましたことと同様でありますことから、ここでは説明を省略させていただきたいと思います。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第17号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第17号については、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第11議案第18号幕別町奨学資金選考委員会規則を廃止する規則について、説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 議案第18号幕別町奨学資金選考委員会規則を廃止する規則につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は12ページであります。廃止の理由につきましては、平成26年12月定例会において、幕別町奨学資金条例を修学支援資金条例に改正したこと、また、支給規則を改正することに伴い、支給額や支給基準等を明確に規定しましたこと、さらに、条例附則第2号及び第3号において、平成26年度奨学資金受給者のうち第1学年及び第2学年の生徒に対する経過措置を設けましたことから、奨学資金選考委員会を廃止するものであります。

附則であります。この規則は平成27年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第18号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第18号については、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第12議案第19号幕別町立幼稚園規則の一部を改正する規則について、説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 議案第19号幕別町立幼稚園規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は13、14ページであります。

今回の改正は、平成27年3月定例会におきまして、幕別町立幼稚園設置条例の一部改正を提案し可決されたことに伴いまして、幕別町立幼稚園規則の一部を改正するもので

あります。

別冊の議案第19号説明資料新旧対照表をご覧くださいと思います。主な改正点について、ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。はじめに第4条についてでありますが見出しを「費用の減免措置」から「保育料の決定」に改め、入園料等減免要綱による減免に係る条文を削除し、保育料決定通知書について、また、条例第4条第2項の規定による保育料の日割り計算の方法について規定する条文に改めるものであります。

次に、第5条、延長保育の利用についてでありますが見出しを「費用の減免措置」から「保育料の決定」に改め、入園料等減免要綱による減免に係る条文を削除し、保育料決定通知書について、また、条例第4条第2項の規定による保育料の日割り計算の方法について規定する条文に改めるものであります。

次に、第6条でありますが見出しを「費用の減免措置」から「保育料の決定」に改め、入園料等減免要綱による減免に係る条文を削除し、保育料決定通知書について、また、条例第4条第2項の規定による保育料の日割り計算の方法について規定する条文に改めるものであります。

次に、第7条保育料等の減免等でありますが見出しを「費用の減免措置」から「保育料の決定」に改め、入園料等減免要綱による減免に係る条文を削除し、保育料決定通知書について、また、条例第4条第2項の規定による保育料の日割り計算の方法について規定する条文に改めるものであります。

次に、第8条は保育料の変更についてでありますが見出しを「費用の減免措置」から「保育料の決定」に改め、入園料等減免要綱による減免に係る条文を削除し、保育料決定通知書について、また、条例第4条第2項の規定による保育料の日割り計算の方法について規定する条文に改めるものであります。

さらに、第4条に係る様式第1号から第8条に係る様式第5号までの5つの様式を追加するものであります。

議案書14ページにお戻りいただきしたいと思います。附則において、この規則は平成27年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第19号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第19号については、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第13議案第20号幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会要綱の一部を改正する要綱について、説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 議案第20号幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会要綱の一部を改正する要綱につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は20ページ、資料は、議案第20号説明資料であります。今回の改正は、幕別町立幼稚園規則の一部改正に伴い、学校運営協議会について規定している条文が「第6条」から「第10条」に変更となりますことから、本要綱におきましても所要の改正を行うものであります。

議案書をご覧ください。第1条中「第6条」を「第10条」に改めるものであります。

附則において、この要綱は平成27年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第20号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第20号については、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第14議案第21号幕別町立幼稚園入園料及び保育料減免要綱を廃止する要綱について、説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 議案第21号幕別町立幼稚園入園料及び保育料減免要綱を廃止する要綱につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は21ページであります。

廃止の理由につきましては、平成27年4月1日から町立わかば幼稚園が子ども子育て新制度へ移行するにあたり、平成27年3月定例会において、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正したことに伴い、応能負担を原則に、5区分5階層の保育料を設定したものと

であります。

また、新制度におきましては、就園奨励費相当額を差し引いた額を、国基準の利用者負担額としており、これに基づきながら町立幼稚園保育料を設定していることから、本要綱を適用しないこととなるため、廃止をするものであります。

附則であります。この要綱は平成27年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第21号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第21号については、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第15議案第22号幕別町教育委員会学校教育推進員要綱の一部を改正する要綱について、説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 議案第22号幕別町教育委員会学校教育推進員要綱の一部を改正する要綱につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は22ページ、資料は、議案第22号説明資料であります。今回の改正は、地教行法の改正に伴う条項移行に伴う改正であります。

議案書をご覧ください。第3条第5号中「第27条」を「第26条」改めるものであります。

附則において、この要綱は平成27年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第22号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第22号については、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第16議案第23号幕別町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について、説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 議案第23号幕別町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は23ページであります。今回の改正は、地教行法の改正に伴う改正であります。

別冊の議案第23号説明資料をご覧ください。左の現行規程の中段、第3条であります。地教行法の改正に伴いまして、教育長職務代理者は、教育長があらかじめ指名する委員となりましたことから、同条の規定を削り、第4条以下を1条ずつ繰り上げるものであります。

議案書23ページにお戻りください。附則において、この規程は平成27年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第23号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第23号については、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第17議案第24号幕別町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 議案第24号幕別町教育委員会公印規程の一部を改正する規程につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は24、25ページで、資料は、議案第24号説明資料であります。

今回の改正は、地教行法の改正により、教育委員長と教育長を一本化した教育長を置

くこととなり、教育委員長及び教育委員長職務代理者印について規程から削除するため、別表第2項及び第3項を削り、第4項及び第5項を2条ずつ繰り上げするものであります。

附則において、この規程は平成27年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第24号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第24号については、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第18議案第25号幕別町立わかば幼稚園則の一部を改正する園則について、説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 議案第25号幕別町立わかば幼稚園則の一部を改正する園則につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は26ページであります。今回の改正は、平成27年3月定例会におきまして、幕別町立幼稚園設置条例の一部改正を提案し可決されたことに伴いまして、幕別町立幼稚園園則の一部を改正するものであります。

別冊の議案第25号説明資料、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。はじめに第8条についてであります。職員の表記を、町立幼稚園設置条例第3条に規定する表記と同じにするものであります。

次に、第13条、保育料及び延長保育料についてであります。町立幼稚園設置条例の定めるところによる旨を明記するものであります。

議案書26ページにお戻りいただきたいと思っております。附則において、この園則は平成27年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第25号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第25号については、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第19議案第26号平成27年4月1日付学校職員採用に係る内申について及び日程第20議案第27号幕別町教育委員会事務局職員の任免については人事案件のため秘密会といたします。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、秘密会といたします。

沖田委員長 秘密会をときます。

他に何かございますか。

早津委員 ここ最近の不審者情報についてですが、今後、何か対策等考えていることはありますか。

学校教育課長(川瀬 康彦) 今までは、情報については全て学校に流して、各家庭にという流れです。今後考えているのは、町の防災メールを利用してより多くの方に情報提供できるように細かい部分を詰めております。また、警察からのメール配信も活用いただけるように考えているところです。

沖田委員長 他にございませんか。

(ありません)

沖田委員長 以上をもちまして、本日の日程のすべてが終了しましたので、第5回教育委員会会議を閉じます。